

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月6日(金)午前9時00分から午前10時39分

2. 開催場所 役場1階第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	有賀 勝英
会長職務代理者	2番	宮原 光平
委員	3番	原 美子
	4番	宮澤 依子
	5番	中村 良治
	6番	小島 敏雄
	7番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
議案第5号	非農地の承認について
議案第6号	下限面積の設定について
議案第7号	農業振興地域整備計画の軽微な変更について
報告事項	
	(1) 農地法第18条第6項の規定による届出
	(2) 農地嵩上げ申請について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(唐澤事務局次長自己紹介)

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。いい陽気になりました。桜をはじめ、春に咲く花がすぐ咲いちゃう。そして雨が少ない。春の蒔き物はてこずっているところですよ。

この4月は30年度の最初の月でございます。今紹介がありました唐澤補佐と一緒にまた1年間頑張ってもらいたいという気持ちでおります。それでは4年度の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。今紹介がありました唐澤事務局次長さんが4月から交代になったということで、協力をいただいて一緒にやっていただければありがたいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、3年任期の最後ということで、事務局のほうも今年の計画を立てていただいておりますので、この活動計画を遂行いただければ幸いです。箕輪町も新たに農業委員会、農地最適化推進委員の方が変わって、メンバーをみると、なから去年の方が再任されているということですので、北部3町村の時にも顔を合わせれば話ができると思いますのでよろしくお願いいたします。ただいまから30年度1期の総会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

4番の宮澤委員さんと5番の中村委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番～6番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

辰野町大字上島・・・番地にお住まいの A さん所有の大字上島・・・番、地目は畑、面積515㎡を、辰野町大字上島・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は23㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、小澤推進委員から意見書をいただいております。

<小澤推進委員>

3月11日に中村委員と一緒に行ってまいりました。(場所の説明)になるわけですが、境界もしっかりしてコンクリートを打っており、下る道もありますし、支障ないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は引き続き1枚目の表をご覧ください。

辰野町大字上島・・・番地にお住まいの C さん所有の大字上島・・・番、地目は田、面積231㎡を、辰野町大字辰野・・・番地にお住まいの D さんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は171㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

3月18日に中條さんに行ってまいりました。内容については今お話していただいたように、機械もありますし労力もあります。Dさんは80歳になられるということですが、お元気でやると言ってもらっていました。息子さんはまだ農業はやる気がないと言ってもらっていますが、この地図でいくと・・・番は少し違う方が持ってもらっていました。その方はDさんが買ってこれればその分もやるぜと言っているようですが、現

時点では話がつかずに、少しその方の分が残っているようです。ただ境についてはきちんとなっていました。最近の傾向だと思うのですが、売買に関する金額というもののやり取りがほとんどないんですね。持っていて困るから、登記簿料をだしてもらえばもらって耕してくれるかなというような、今全体的にそういう傾向があるようです。農業委員として知っておくべきだなと思いお話ししました。ただ、契約内容としては境もしっかりしていますし、大型機を動かす道も通っています。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。今、原さんの言われた通り、農地をただでやるから貰ってくれというような傾向が結構他の地区にもあるようですので、参考にしていただければありがたいかなと思っております。よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計12件、29筆、面積は28,399㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。

<中村委員>

表のその他欄の15000円というのは何ですか？

<横内書記>

10a 当たりではなく、年額15000円ということです。

<有賀会長>

他にありますか？よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<唐澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計12件、24筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書のとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と11筆、9,549㎡について10年9ヶ月、2筆、2,252㎡について5年9ヶ月の賃貸借権を、9筆、8,918㎡について10年9ヶ月、2筆、3,161㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら？よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<唐澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。

詳細は議案書のとおりであります。瀬戸真一さんへ6筆、4,757㎡について10年9ヶ月の使用貸借権を、農事組合法人たつの営農へ11筆、9,549㎡について10年9ヶ月、2筆、2,252㎡について5年9ヶ月の賃貸借権を、3筆、4,161㎡について10年9ヶ月の使用貸借権を、中村良治さんへ2筆、3,161㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら？よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、非農地の承認について】

<唐澤事務局次長>

非農地証明の申請であります。地図は1枚目の裏をご覧ください。

今回は、横浜市緑区三保町…番地にお住まいの A さん所有の大字横川…番、面積116㎡および、大字横川…番、面積178㎡および、大字横川…番、面積105㎡および、大字横川…番、面積317㎡、以上4筆、すべて地目は畑、計600㎡、につい

て申請がありました。

理由といたしまして、・・・番につきましては昭和30年頃より隣接いたします住宅への進入路として利用しており、その他3筆につきましては30年以上前に植林したと思われる、周囲も山林となっています。いずれの筆も、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。この件につきましては、中村委員、小澤推進委員に現地をご確認いただいております。

<小澤推進委員>

3月15日に中村委員と一緒に現地を見てきました。場所は分かりにくいと思うんですが、(場所の説明)。30年ほど前に植林したようですが、もう使えないということで山林にしたいということで非農地証明をすることとなりました。ご承認をお願いします。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら？今の説明のように、もうどうしようもないということですので。よろしいですかね？では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農地法第3条2項第5号の規定による下限面積について】

<横内書記>空き家に付随する農地の下限面積について説明

<唐澤事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。地図は2枚目の表を、また、空き家の情報に関しましては3枚目をご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字伊那富・・・番です。

詳細は議案書のとおりであります。農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。この件につきましては、原委員、中條推進委員に現地をご確認いただいております。

<中條推進委員>

4月4日に事務局と原委員と3人で空き家を見に行ってきました。何も問題なくて、非常にいい土地でして、空き家もいい場所だし、取得するのにいいのではと思いました。ただ、初めての空き家に付随した土地の申し出ですので、再度検討していただきたいと思っております。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら？

<中村委員>

議案の(3)その他の所有者は亡くなってもいいんですか？

<横内書記>

亡くなっている方はだめです。あくまでも相続した所有者からの申し出となります。

<原委員>

物件 No.63 ということは、町内にこれだけの物件があるってことですか？

<横内書記>

売買が成立して情報が消されたものもありますが、これ以上の物件はあります。

<栗林推進委員>

空き家の所有者＝土地所有者じゃなくていいのか？

<横内書記>

空き家バンクに申請した段階の所有者とこの申請があった農地の所有者が一致している。今回の案件では、空き家の所有者は既に売買が済んでいるので、Aさんから変わっているが、それでもいいとする。

<一ノ瀬事務局長>

これからは、空き家バンクの誓約の段階と農地の取得申し出が追いついていくと思いますが。国交省の法的な手続きと辰野町としての考え方を切り分けて、法的にやらなくてはならない仕組みは国交省が整備した内容でやらなくてはならないのですが、それ以外の部分については町独自で定めて運用はできると考えていますので、そこは明確にしなくてはいけないという課題定義かなと思っています。

<栗林推進委員>

町の方向性をきちんと定めてから説明をしてほしい。

<原委員>

農地付で空き家バンクに登録した家が売れるために下限面積を下げたわけですから、それをちゃんと一緒にするというこの目的でやっていったほうがいいですよ？

<中村委員>

既に63件以上の空き家バンクに登録があって成立したものがあるので、その方が隣接の農地を取得して農業をやりたいというと、町の方式を採用していかないと成立していかないのでは。

<横内書記>

町の図式を作成して来月ご提示させていただきたい。

<有賀会長>

それではこの件について承認される方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第7号、農業振興地域整備計画の軽微な変更について】

<唐澤事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更ではありますが、こちらは軽微な変更ということで、農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能の案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回9月開催予定であります。申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきます。

それでは申出の概要であります。地図は2枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字小野・・・番地にお住まいのAさん所有の大字小野・・・番、地目は畑、面積964㎡のうち30.8㎡を農業用倉庫として利用するための申請です。

現在利用しております農業用倉庫の老朽化に伴い、農業用資材・器具・トラクター等を収納する倉庫1棟の建設のため、用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

また、(議案書の項目)4番で記載してありますとおり、自己所有の土地での農業用

施設への転用に関しては、「農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出」が必要となります。用途の変更が承認されましたら、届出書類を受理し、来月以降の総会の報告事項とさせていただきます。この件につきましては、中村委員、中村推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村委員>

現在は(場所の説明)に建物があるわけですが、老朽化をしていると。取り壊す予定の建物のほうから出て行くと見通しが悪いというような部分もあり、地元の人から壊してほしいというような要望等もありまして、こちらを取り壊すことになりました。その代わりに今回申請のあります土地に農業用のトラクター等を入れる倉庫を建てたいということであります。その建てる予定地の隣に建物があるわけですが、こちらも老朽化していますので取り壊して1棟を建てる申請であります。お願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたら。道幅は3m以上ありますか？

<中村委員>

3mくらいですね。

<有賀会長>

よろしいですかね？ないようでしたら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項、(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りでございます。

続けて、(2)農地の嵩上げ申請でございますが、議案書のとおりでございます。

添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

それではその他お願いします。

その他

○今年度の活動計画について

・えごまに関して(古村推進委員長)

昨年落ちた種の芽が出始めているが、黒白混じっているので現在様子見の状態。

昨年の畑と、今回新規の畑どちらに黒・白を蒔くかも含め次回委員会までに決定。

○「地域農業を考え農地等の利用の最適化を進める長野県運動」推進要領について

○箕輪町農業応援団計画策定について(一ノ瀬事務局長)

○次回委員会開催日:5月8日(火) 午前9時30分から 第2会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

大変長時間にわたりご苦労様でございました。4 月度の総会を閉会といたします。
ご苦労様でございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、
これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印